

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

### 令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 有馬剛朗及び重田一政は、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 環境局定期監査結果報告書
- 2 建設局（後期）定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 4 産業局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 5 都市局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書
- 7 消防局定期監査結果報告書
- 8 議会事務局定期監査結果報告書
- 9 定期監査（工事監査）結果報告書

## 令和4年度 都市局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### (2) 監査の対象

都市局

公共建築部

住宅課、営繕課

市街地整備部

区画整理課、阿保地区整備課、姫路駅周辺整備課、区画整理補償課

#### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

#### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年2月24日から同年6月2日まで

### 2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

#### (1) 収入関係事務

ア 市営住宅及び再開発住宅使用料収入関係事務（住宅課）

イ 市営住宅自動車保管場所使用料収入関係事務（住宅課）

ウ 店舗等使用料収入関係事務（住宅課）

エ 住宅建設等資金貸付金元利収入関係事務（住宅課）

オ 市営住宅及び再開発住宅不正入居損害賠償金収入関係事務（住宅課）

カ 特定空家等行政代執行経費弁償金収入関係事務（住宅課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。  
早期徴収に努められたい。

(2) 公有財産の得喪、管理に関する事務（区画整理補償課）

この事務について関係書類を調査したところ、復興土地区画整理事業用地の一部で不法占拠状態が継続していた。

不法占拠状態の早期解消に努められたい。